

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会 中間整理報告書(概要)

令和3年7月26日
経済産業省

1. 本報告書の位置付け

近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許(SEP: Standard-Essential Patent)のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。特に、あらゆる製品(モノ)がコンピュータとなり、取得・共有された情報(データ)を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのSEPのライセンス取引が増加していく見込みである。このため、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。

このような状況を踏まえ、経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室では、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」¹を開催し、本分野の有識者や産業界の参画の下、SEPのライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、我が国として望ましい対応策の検討を行った。本報告書は、上記研究会における検討結果を中間的に整理し、今後更なる検討を進める上での方向性を示したものである。

なお、検討の過程で上記研究会の出席者より頂いたご意見については、「(別紙)委員・産業界からのご意見」に掲載している。これらは、それぞれの出席者のご意見を記載したものであり、経済産業省の政策的立場や見解を示すものではないが、様々な立場にある関係者のご意見を言語化して広く公開し、今後の検討に繋げる観点から、ここに示すものである。

2. 検討の背景

本研究会では、SEPIに関する以下のような背景を踏まえ、検討を行った。

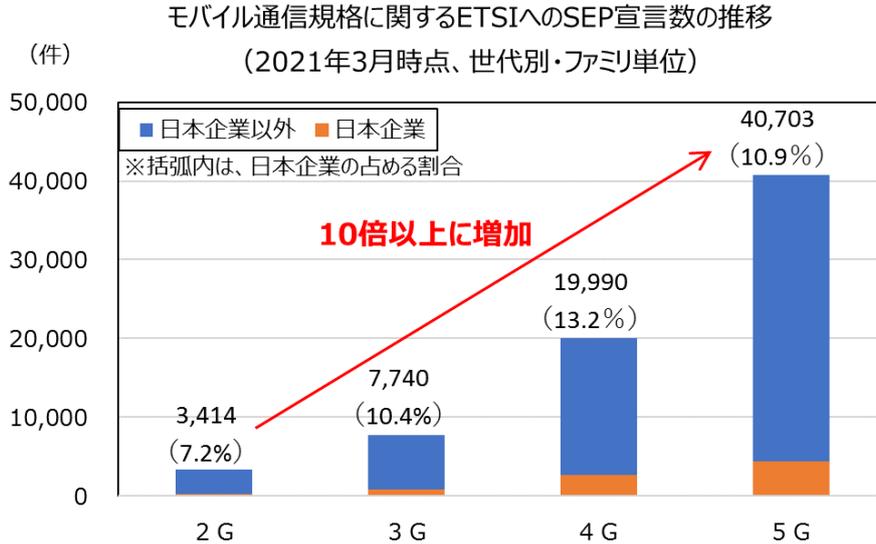
(1) SEPの重要性の高まり

近年、技術の複雑化や標準規格の普及により、SEPの宣言数は増加を続けている。特に、スマートフォンや無線LAN規格に対応したノートパソコン・ゲーム機の普及によって、2000年代後半より、エレクトロニクス業界内で、隣接した業種間(情報通信業界とコンピュータ業界)でのライセンスが始まったが、2010年代より、IoT化の進展を背景として、エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンスが行われている。現時点での中心は、主に情報通信分野と自動車業界の間での

¹ 令和3年3月12日から令和3年7月12日に掛けて5回の会合を開催。経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室が事務局を務め、省内関係課室(特許庁企画調査課、産業技術環境局国際電気標準課・基準認証政策課・基準認証戦略室、商務情報政策局情報産業課、製造産業局総務課・自動車課)及び内閣府知的財産戦略推進事務局も政府内のオブザーバとして出席。また、会合に出席した有識者及び産業界の関係団体(日本経済団体連合会、日本知的財産協会、電子情報技術産業協会、日本自動車工業会、日本商工会議所)の代表者の他、電子情報技術産業協会と日本自動車工業会の会員企業(傍聴を希望する社のみ)が傍聴。

ライセンスであるが、IoT化の更なる進展により、今後、自動車に限らず、多様な産業製品に電気電子・情報通信分野を中心とした標準規格の利用が拡大していく見込みである。

<参考> SEP宣言数(モバイル通信規格の例)²



(2) SEPライセンスを巡る課題

SEPライセンスを巡る課題には、実施者から見た課題(ホールドアップ)と権利者から見た課題(ホールドアウト)の双方が存在する。ホールドアップは、実施者による標準規格の採用やそれにより実現される可能性のあるイノベーションを妨げる恐れがある一方、ホールドアウトは、標準規格の策定・普及やそのために必要となる技術開発といったイノベーションの基盤作りを妨げる恐れがある。いずれの場合にも、イノベーションが阻害され、本来得られるはずの消費者便益の低下に繋がる恐れがある。

こうした課題がある中で、SEPのライセンスに関する紛争が世界各国で生じており、各国の政策当局等においても、こうした状況に対応すべく、政策文書の公表等が行われている。

<参考> SEPライセンスを巡る課題

ホールドアップ (実施者から見た課題)

SEPは、標準規格を採用した製品を製造する際に必ず使用しなければならないため、**実施者にはSEPを使用しないという選択肢が無い。**
また、権利者は、侵害被疑製品を詳細に分析する必要がないため、**特許権の侵害を主張することが容易。**

↓

侵害しているSEPが1件であったとしても、差止めを受ければ、標準規格を採用した当該製品を販売できなくなる。このため、**実施者は、通常の特許と比べて不利な条件を受け入れざるを得なくなる恐れ**がある。

ホールドアウト (権利者から見た課題)

権利者には、FRAND宣言に基づき、**合理的・非差別的な条件でのライセンスが求められる。**
当該条件を満たしていないと判断された場合、権利行使が認められない可能性が高い。

↓

権利行使が認められにくいと考えた実施者が、ライセンス交渉に誠実に対応しない恐れがある。
このため、**権利者は、標準規格の策定やそのための技術開発に費やした費用を回収できなくなる恐れ**がある。

² (出典)サイバー創研調査(ETSI HPのデータ(2021年3月時点、ファミリー単位))を基に経済産業省作成

3. 検討事項と検討の結果示された方向性

本研究会では、上記2. の状況認識の下、以下の3つの検討事項に分けて検討を開始した。

- 検討事項1

世界的な異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

- 検討事項2

ライセンス先とライセンス条件の在り方について当事者間の主張に大きな隔たりがある中、交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

- 検討事項3

その他

検討事項3については、検討を行った結果、「パテントプール」、「複数企業による共同ライセンス交渉」、「サプライチェーン内での負担」の3つについても検討すべきとのご意見が出たことから、これらの事項についても、本研究会において検討を行った。

検討の結果、各検討事項について示された今後の方向性は、以下の通りである。

(1) 異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

第四次産業革命の進展により、今後も標準規格の活用増加が見込まれる中、世界的な異業種間SEPライセンス紛争の活発化や、我が国企業が置かれた状況をどのように考えるか、という点について検討を行った。

その結果、今後も異業種間のSEP紛争の増加が見込まれる中、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。政府としても、研究開発の支援のみならず、我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への対応策を検討し、その結果を対外的に発信していく、との方向性が示された。

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

ライセンス交渉過程(国内のみならずグローバルでの交渉を想定)に関する明確なルールが存在せず、予見可能性・透明性が低いことによって交渉の当事者が抱えている問題点(参考1)や、こうした状況を踏まえて、ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的(参考2)に関して、現状認識を確認し、当該ルールの在り方について検討を行った。

その結果、ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現するため、国際的な動向も踏まえつつ、政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく、との方向性が示された。

<参考1> SEPライセンス交渉の当事者から見た問題点

- 【1】 異業種間ライセンスが増加していく中、交渉過程に対する予見可能性が低いことは、多様な産業の企業（特に、対象の標準規格・技術に知見の無い企業や中小企業）にとって大きな事業リスクとなる。
- 【2】 明確なルールがないため、裁判結果に対する予見可能性が低く、裁判自体も大きな負担となる。
- 【3】 競争法（独禁法）の公的な執行による対処の可能性もあるが、同法は原則として違反行為が行われた後に、当該行為の排除に必要な措置を命じる仕組みであるため、不透明性の改善（情報提供等）を目的とした執行は困難。また、個々の紛争に個別の審査で対応するには、そもそも限界もある。
- 【4】 加えて、権利行使を行う側から見ても、明確なルールがないため、裁判結果に対する予見可能性は低く（※1）、交渉の相手方から不誠実な対応を受けた場合（※2）であっても、権利行使が認められない恐れがある。このような状況下で、正当な対価を回収できない場合、標準化や研究開発の継続が困難となる恐れがある。

※1：国内については、先例が5年以上前の1件のみであり、最新の海外動向がどう反映されるのか予測が難しい面もある。

※2：異業種間ライセンスの増加に伴い、交渉に不慣れな実施者が増えれば、意図的ではなくても、適切な対応が行われない場合も想定される。

<参考2> ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的

- 【1】 国際的なSEPポートフォリオの異業種間ライセンス交渉が増加していく中で、我が国企業の交渉態度が不誠実と受け取られ、差止めのリスクに晒されることや当該リスクを踏まえて不利な条件を受け入れざるを得なくなること、または、権利行使が制限されて正当な対価を回収できなくなることを避けるため、実効性のある形で交渉の透明性・予見可能性を向上させること。（国内外）
- 【2】 国内でのSEPの権利行使に関して、将来的に日本で裁判が行われる場合に備えて、裁判結果に対する予見可能性を向上させること。（国内）
- 【3】 透明性・予見可能性を高める交渉の在り方を発信し、国際的なルール形成を主導すること。（国外）

(3) パテントプールについて

その他の検討事項の1つとして、複数の権利者がライセンスを行う権利等を特定の管理組織に集中させ、当該組織を通じてライセンスを行うパテントプールの活用について検討を行った。

その結果、SEPが増加していく中で、パテントプールが一つの手段として活用されていくという前提に立ち、政府として、パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保を通じて誠実交渉を促すための仕組みについて検討する、との方向性が示された。

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

その他の検討事項の1つとして、複数の実施者側企業が共同でライセンス交渉を行う仕組みについて検討を行った。

その結果、水平的な共同交渉について、政府として、まずは競争法上の懸念を生じさせない共同交渉の在り方を検討する、との方向性が示された。

(5) サプライチェーン内での負担について

その他の検討事項の1つとして、サプライチェーン内の企業による負担について検討を行った。

その結果、特許補償などサプライチェーン内での負担の在り方については、個々の事情によって大きく異なり、単一のルールを決めることは難しいとの意見もあることから、政府としては、より大きな方向性(半導体の供給からサービスの提供まで含めた商流全体での負担配分 等)についての検討や事実関係の把握に取り組むことが重要、との方向性が示された。

以上

(別紙) 委員・産業界からのご意見

(1) 異業種間 SEP ライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

- 今後、日本の産業全体に影響を及ぼす可能性がある。日本の産業の実情を踏まえて、国益を考慮した検討が必要になる。
- ライセンス交渉の主体は、大企業ばかりではない。中小企業に配慮した取引環境が必要。
- 欧州を中心とした実施者に厳しい判決の増加に加え、海外において外国訴訟差止命令や当該命令の申立てに対する差止命令なども頻発しており、海外動向を認識して交渉に臨む必要性が高まっている。
- 海外同様、裁判と政策文書の双方を通じた我が国としての発信を強化する必要がある。
- 日本企業がイノベーションを起こし、産業の発展に繋げるための取組を行う必要がある。日本企業もSEPを取れるチャンスは増加している。
- ポスト5Gの競争力強化に向けた研究開発は重要である一方、ライセンス紛争への対応は急務。
- Willing licensee への差止めは認められるべきでない。

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無について

<総論>

- ライセンス取引環境の適正化に向けては、透明性確保、予見可能性向上、情報格差是正が重要ではないか。交渉過程の透明化・公正化に向けて、競争法を補完する事前ルールが必要ではないか。
- ライセンス紛争が長引くと、権利者・実施者双方が困ることになり、その結果として産業が停滞してしまう。産業が停滞しないために、適正なライセンス取引環境を整備することが必要。そのためには、権利者・実施者双方が、ライセンス交渉の透明性を確保するためのルールに従うという義務を負うべき。
- 交渉過程のルールについて、政府は迅速に検討を進め、策定したルールを発信すべき。
- 裁判は海外で起きており、国際的な紛争に対して日本のルールが助けになるのか、国際的な紛争に対して実効性があるのか、を考える必要がある。
- グローバルルールは状況に応じて変化するものであり、1つではない。日本に訴訟がないからといって、ルールが不要とは言えない。海外主導でルールメイキングが進められている中、日本が交渉過程の透明性を高めるルールを発信することには意義がある。日本の動向は海外も注視しており、日本がルールを打ち出せば海外から参照される可能性がある。
- FRAND宣言がなされたSEPの紛争は、差止めの制限を検討しても良いくらいの問題であるため、情報提供のルール化は自然な流れ。
- 交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に対して行政措置を行うような仕組みがあれば、国際的な紛争や海外交渉に対しても、ルールの実効性を担保できる。

- 交渉過程のルール遵守状況が、裁判所で考慮されれば、交渉の予見可能性がより高まる。
- FRAND宣言がなされたSEPに基づく差止請求権の行使の可否は、権利者・実施者双方による誠実交渉義務の履行状況に依る。交渉過程のルールを策定することで、誠実交渉義務に関するセーフハーバーを提供できるのではないか。
- 交渉過程のルールの検討に際しては、国際的な動向を踏まえることも重要。一方で、海外の裁判は、地政学的な背景等も孕むことに留意し、慎重に取り込むべき。また、我が国産業の実態と国益を考慮しつつ、透明性や公正性が確保されたものとなることが重要。
- ルール化の際には、権利者・実施者双方のバランスを取ることが重要。
- 中小企業にとって、ライセンス交渉過程の予見可能性を高めるような仕組みが必要。
- ライセンス交渉について、様々な立場・意見がある中、本研究会でそれらを言語化して示したことは大きな成果。

<ルール設定の手段>

- 交渉過程の透明化・公正化のため、競争法を補完する事前ルールが必要ではないか。
- 交渉の予見可能性を高めるため、交渉過程のルールの遵守状況が、裁判所で考慮される仕組みがあると良い。
- 国際的な紛争や海外交渉に対しても、ルールの実効性を担保するため、交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に対して行政措置を行うような仕組みがあると良い。
- 権利者が十分な情報提供を行わないまま差止訴訟をちらつかせる場合がある。これを防ぐ上では、デジタルプラットフォーム取引透明化法と類似のアプローチが望ましい。その際、実施者の交渉態度に求める内容については要検討。
- デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象であるデジタルプラットフォーム取引とSEPライセンス交渉では、当事者と対象物が異なっており、後者は私的自治に委ねる方が適しているのではないか。
- 法制化と指針等の発信の2本立ての検討が重要。その際、実施者が遅延戦術を取る可能性にも留意して、権利者・実施者のバランスを取ることが重要。
- 法制化と指針策定ともに検討すべきであるが、法的な事前規制については、事業者間の自由な交渉を委縮させるほど広範な事前規制を定めてしまうと、私的自治の原則に反する可能性がある。このため、ルールの実効性を確保するために当事者に対して行う処分等の内容については要検討。
- 私的自治が機能しない場合には、行政の介入が正当化される。デジタルプラットフォーム取引では、巨大なデジタルプラットフォームとその利用者間に大きな格差があるという状況を踏まえ、行政の介入が行われている。SEP交渉でも、権利者と実施者の間に情報格差が存在することは厳然たる事実であり、格差があるという点はデジタルプラットフォーム取引と共通している。ルール化の際には、この情報格差をどう解決するのか、そのために行政の事前介入がどの程度必要なのかを検討すべき。

- SEP紛争は国際的な紛争であるため、日本固有の制度として一律のルールを作成するよりも、企業の対応力の向上をサポートするという施策の方が現実的ではないか。その観点で、権利者・実施者双方の立場からどのような振る舞いが誠実交渉義務を果たしていると評価される方向に働くのかという観点で実務実態を整理した特許庁のライセンス交渉手引きの更新が素直ではないか。
- 特許庁のライセンス交渉手引きと交渉ルールの検討は、両立し得る。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、様々な情報を含んだ画期的なものであるため、更新に賛成だが、現時点では両論併記の内容に留まっている。このため、どのような行為が誠実となるのかという点を中心に、政府としてより踏み込んだルールを発信すべきではないか。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容であるため、今後、IoT等の事業に取り組むベンチャー企業や中小企業が増えていくことを踏まえると、交渉の予見可能性を確保する観点からは十分ではなく、より踏み込んだルールが必要。また、ライセンス交渉手引きには、海外での一方的な判決に基づく内容も含まれている。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容に留まっているが故に、裁判官からすると活用の仕方が悩ましい。このため、今後策定するルールについては、一定の方向性を指し示すものが望ましい。
- 意見は様々だが、議論を続けることは有益。本研究会の成果により検討の土台が出来たと思う。

<その他個別の論点>

- 侵害の証拠の提示
 - 少なくとも、クレームチャート等の情報提供を求めるルール整備は必要。一方で、対象のSEPが多数ある場合に、全SEPのクレームチャートの提供を求めることは実務上は現実的ではなく、特許件数が多いというSEPの特殊事情も考慮すべき。
 - 欧州委員会専門家グループ報告書・提案51（特許リストのSEP（ポートフォリオが大きい場合は十分な数の代表SEP）について概括的（high level）なクレームチャートを（先にNDAを締結するよう求めることなく）提供すべき）に賛成。これに沿った形でルールが出来ると良い。
 - 許諾対象の特許を明示してリスト化すべき。
 - 挙証責任の原則に基づき、element by element で対比したクレームチャートの提供は必須とすべき。
 - CJEU判決の枠組みは、交渉プロセスを監視するものであり、絶対的な基準がある訳ではないため、権利者の義務を上げると、それに連動して実施者の義務も上がっていくという点に留意が必要。例えば、詳細なクレームチャートの提供を権利者に求めた場合、実施者はより短期間で応答しなければ遅延戦術と評価されるリスクも出てくる。欧州委員会専門家グループでも、交渉の当事者双方の義務が議論されているが、日本でも同様に、当事者双方に関する検討が必要。
- 秘密保持契約（NDA）の締結

- 権利者が交渉と裁判で異なる主張を行う、あるいは、実施者によって異なる主張を行うといった、公正性を欠く事態が生じないよう、NDAの締結をクレームチャート(クレームと規格書を対比したもの)提示の条件とすべきではない。
- 特許も標準規格も公知であるため、NDAの締結をクレームチャート提示の条件とすべきではない。
- 特許のクレームも標準規格の規格書も公知であるため、クレームと規格書を element by element で対比したクレームチャートの提供であれば、それほど影響はないのではないか。
- 過去に第三者と個別交渉で締結した契約のライセンス条件には、機密条項が付いている場合が多いため、NDAの対象にしても良いのではないか。一方、パテントプールのライセンス条件は、可能な限り公開することが望ましい。
- 機密事項が含まれていないにも拘わらず権利者がNDAを求める場合には、交渉と裁判で異なる主張をするためという理由が考えられるが、その一方で、個別交渉の対象となる特許の数と、訴訟の対象となる特許の数は大きく異なり、前者の特許全てが訴訟の対象になることはまずない。
- 交渉上の論点になるような情報は、できるだけ第三者が検証可能な形で透明性を確保すべきではないか。
- 契約締結の意思表示
 - サプライチェーン内でライセンスを取得する意思を示すことをもって、契約締結の意思表示とすべき。
- その他
 - 実施者が望まないにも拘わらず、権利者がNon-SEPを含めなければSEPをライセンスしないと主張することは、独禁法に違反する抱き合わせに当たるが、実施者がNon-SEPを含めたライセンスを希望する場合も多く、このような場合には違法な抱き合わせには当たらない。ポートフォリオライセンスについて議論する際には、この2つをきちんと区別する必要がある。

(3) パテントプールについて

- 企業にとってコストの掛かる裁判等を避ける観点から、ワンストップでライセンスを受けられるパテントプールの活用が合理的ではないか。ただし、活用の際には、透明性が確保されることや、ライセンス料が低額で維持されるような監視の仕組みも必要。
- 権利者・実施者双方が集まるプールには、ある程度の合理性があるのではないか。特に、契約内容が公開されているプールは歓迎すべきもの。勿論、ライセンス条件を公開せず実施者に対して差別的な扱いを行う、あるいは、ライセンス時に何等か制限を付けるといったプールは適切ではなく、競争法上の問題も生じるが、そうした点に留意すれば、プールの活用は有意義ではないか。
- 権利者中心のプールと実施者・権利者同程度のプールでは、ライセンス料率に差が生じることがある。一方で、プール間の料率の差が、1桁・2桁に達するといったことは通常生じない。また、こうしたプールの料率は、2者間交渉の際のリファレンスになるという利点もある。

- パテントプールのライセンス料率は、通常は市場原理が働き、妥当な価格に収斂する。このようなプールの料率は、国が規制するのではなく、民間の交渉で決めるのが良い。
- 透明性の低いプールについては、改善を促す必要がある。
- プールの料率は、権利者・実施者双方にとって合理的なものになることが必要。
- パテントプールは万能ではなく、高額化を回避できないプールもある。例えば、大手のSEP保有者が負担を回避しながらロイヤリティを一方的に取るという構図の場合には、市場原理が働かずに料率が高止まりする可能性もある。
- パテントプールは、合理的な利益調整を図るための一つ的手段となる一方で、直近のライセンス紛争の解決には繋がらない可能性がある。誠実交渉をどう促進するかが問題の中心。

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

- 同じサプライチェーン内の企業による共同交渉(以下、「垂直的な共同交渉」)の利点は、公正な交渉のテーブルにつくための前提として必要な情報の共有が可能になる点にある。垂直的な共同交渉は、実務では既に行われており、世界的にも当然必要なものと見なされている。実施者による垂直的な共同交渉を権利者が拒絶することは、不誠実と評価されるのではないか。
- 水平的な共同交渉は、実施者間での特許力の違いがあり、交渉がまとまらない可能性が大きい。また、競争法上の懸念に対応するために、もし部門間の情報を遮断して交渉を行うことになれば、交渉の実施自体に困難が伴うのではないか。
- 水平的な共同交渉は、参加企業の合計市場シェアが高くなると競争法上の問題が生じ得るため、企業としては慎重な対応が必要。
- 実施者が共同で価格交渉すると、共同ボイコットのような不当な取引制限に該当する恐れも考えられるため、そうした懸念も含めて検討すべきではないか。
- 現時点で、水平的な共同交渉のニーズは存在しない。
- 水平的な共同交渉のニーズは、中々無いかもしれないが、将来そうした機会があった場合に、許容範囲が事前に分かっていたら判断が容易。深い議論である必要は無いが、一定の整理があると良い。
- 水平的な共同交渉においてカルテルを防止する手法は、欧州委員会専門家グループでも議論されており、我が国でも将来的な課題として検討されるべきものではないか。我が国で検討を行う際には、既に進展している海外の議論を参考とすることが有益ではないか。
- 表面的にはカルテルのようにも見えるが、競争法上の問題が起きないように仕組みを工夫している取組は存在する。そうした仕組みが成立し得るかどうかという検討自体は、行っても良いのではないか。
- 交渉相手の権利者が特許主張主体(PAE:Patent Assertion Entities)の場合や、クロスライセンスのためのカウンター特許等の武器を持たないベンチャー企業や中小企業が実施者の場合には、共同交渉を行うことによる競争法上のリスクは低いと考えられる。また、当事者双方にとってのメリットも大きいと思われる。
- 特許庁に対して、必須性判定を共同請求することは、競争阻害効果が生じないというだけでなく、特許の利用が促進されるという競争促進的な効果を見込むことができる。

(5) サプライチェーン内での負担について

- サプライチェーン内での負担は、個々の事情で異なっており、特許ライセンスというよりビジネスの問題。この論点を抜き出してルール化するのは適切ではなく、個別にサプライチェーン内で検討すべき課題。
- 特許補償の有無や条件は、企業同士の力関係で決まる部分が多い。
- サプライチェーン内に権利者が含まれることも想定され、サプライチェーン毎に事情が全く異なる中で、一律に負担の在り方を決めることは難しいのではないか。
- サプライチェーン内の弱者をサポートするような意見はあっても良いが、単一のルールを決めることは難しい。
- サプライチェーンは非常に複雑であるため、ガイドライン策定などのゴールを決めるのではなく、検討の前提として、契約や商流などの事実関係を押さえることが重要ではないか。その際には、サプライチェーン内の各プレイヤーが所属する業界団体からの情報提供も有益ではないか。
- 将来的には既存の取引ガイドラインの改訂を検討しても良いと考えるが、産業の発展という大所高所から考えると、そのタイミングは今ではなく、日本の産業が力を回復させた後ではないか。
- サプライチェーン内の負担に関する交渉の手引きを検討することは、あり得るのではないか。
- 特許補償条項により、サプライチェーン内での負担について踏み込んだ議論ができないという閉塞状態に陥ってしまい、交渉が後手となってホールドアウトと指摘される事例もある。
- 特許補償について、最近では、SEPを補償対象外とする契約が散見される。
- 特許の実施により得られる利益に応じて負担配分を行うことが望ましいため、サービス事業者等を含めた負担配分の問題を議論するのが一つの方向性。
- 特許補償を行わず、自社製品における自社特許の実施分も含めて、下流から特許料を回収する半導体企業がいる。
- 一方的に特定のレイヤーの企業に負担を求めるのではなく、上記のような半導体企業など本来責任を負うべき企業が負担することが重要。1つの方法としては、特許庁の判定制度の中で、特許の必須性の判定に加えて、特許の特徴の特定も行うという方法があるのではないか。
- 特許庁の判定制度は、特許の特徴の特定を行うという制度変更をしなくとも、サプライチェーン内での負担配分の議論に利用することは可能ではないか。むしろ、本判定制度の手引き等や判定結果を英文化して公表することにより、海外に対して本制度を宣伝すべきではないか。

以上